



2024年2月27日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 A V I L E N
代 表 者 名 代 表 取 締 役 高 橋 光 太 郎
(コード番号：5591 東証グロース市場)
問 い 合 わ せ 先 取 締 役 C F O 錦 拓 男
TEL. 03-5823-4694

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年2月26日開催の取締役会において、2024年3月29日開催予定の定時株主総会に、定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

1. 定款変更の目的

(1) 2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)により、新たに「場所の定めのない株主総会」(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が認められたことに伴い、定款第13条第3項を追加するものであります。バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化、効率化及び円滑化につながると考えております。なお、当社は当該変更にあたり経済産業大臣及び法務大臣によって経済産業省令及び法務省令で定める要件に該当する旨の確認を受けております。

(2) 2022年9月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定により、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、定款第15条第2項を追加するものであります。

2. 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第12条 (条文省略)	第1条～第12条 (現行どおり)
(招集および招集権者)	(招集および招集権者)
第13条 (条文省略)	第13条 (現行どおり)
② (条文省略)	② (現行どおり)
(新 設)	③ <u>当会社の株主総会は、場所の定めのない株主</u>
	<u>総会とすることができる。</u>
(議長)	(議長)
第14条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに	第14条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに
当たる。代表取締役に事故または支障があるとき	当たる。代表取締役に事故または支障があるとき
は、取締役会によって定めた順序によって、他の	は、取締役会によって定めた順序によって、他の
取締役がこれに代わる。 <u>取締役全員に事故がある</u>	取締役がこれに代わる。
ときは、 <u>当該株主総会において出席株主のうちか</u>	
ら議長を選出する。	
(電子提供措置等)	(電子提供措置等)
第15条 (条文省略)	第15条 (現行どおり)
(新 設)	② <u>当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法</u>
	<u>務省令で定めるものの全部又は一部について、議</u>
	<u>決権の基準日までに書面交付請求した株主に対し</u>
	<u>て交付する書面に記載しないことができる。</u>
第16条～第47条 (条文省略)	第16条～第47条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日：2024年3月29日（予定）

定款変更の効力発生日：2024年3月29日（予定）

以上